佪

岩

○ 郊 液 種 業 徳 吉 玉 宗 永 十 七 号

工業標準化法に基づく表示認定等に関する省今(平成十二年通商産業省、運・輸・省・今第二号)工業標準化法に基づく表示認定等に関する省令(平成十二年)建、農林水産省、

の公表並びにこれらに係る日本工業規格に該当する旨の表示認定申請書及び表示の様式等を指定)の十六年通商産業省告示第六十一号(工業標準化法に基づく表示認定等に関する省今に基づく指定商品第一条、第三条及び第四条(同今第二十一条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、昭和三

一部を次のように改正する。

平成十七年三月二十二日

经済産業大臣 中川 昭一

別表第二 止め輪の頃を、次のように改める。

寸 名 響	m <0€	一回業パイ	なかからある。	ける。 スは神 大は神 大は神 のは がは は のし、 で が が が が が が が が が が が が が	製造生用(又は各語)認定番号(又は記号) (又は記号) 日本工業規格による種類日本工業規格番号 日のコロSマーク 直径一〇ミリメートル以	昭和37年5月16日
					製造業者名(又は略号)製造年月(又は略号)認定番号	昭和37

○特許小吉宗第二号

眼宅に基づき告示する。に基づき、次のように登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第一号のに基づき、次のように登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第一号の規定工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第三十六条第二項の規定

平成十七年三月二十二日

特許庁長官 小川 洋

梅中郊綠	を ない きょう	ては、その代表者の氏名称及び住所並びに法人にあっ登録を受けた者の氏名又は名	分の名称調査業務を行う区登録を受けた者が	の名称及び所在地査業務を行う事業所登録を受けた者が謂
継川咖	三三月十一日平成十十十日	代表取締役社長 柳田 博明号 ち古屋市中区栄二丁目1番51テクノサーチ株式会社	有(一般) 十三(一般) 有(一) 有(一) 十二(一) 有(一) 有(一) 有(一) 十二(一) 十二(一) 十二(一) 十二(一) 一) 一) 一) 一) 一) 一) 一) 一) 一) 一) 一) 一) 一	目 1 番 1 号 名古屋市中区栄 1 丁 社 テクノサーチ株式会
無川中	三二月十一日子氏十十十日	会長 干原 秀昭番4号中居ビル東京都文京区本駒込六丁目の社団法人化学情報協会	(真) 有機化合物) 三十 先行技術調	丁目 R 羅 L 号東京都豐島区駒込三東京都豐島区駒込三会特許調査部 大団法人化学情報協

○国土交通省告示第三百五号

する。設省告示第七百十七号)の一部を次のように改正建設コンサルタント登録規程(昭和五十二年建

平成十七年三月二十二日

国土交通大臣 北側 一雄

に改める。第六条第一項第四号中「能力」を「行為能力」

数式器の引記4年「能力」を「行為能力」 じめるの。

宝宝

この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百六号

平成十七年三月二十二日示第七百十八号)の一部を次のように改正する。地質調査業者登録規程(昭和五十二年建設省告

国土交通大臣 北側 一雄

に攻める。第六条第一項第四号中「能力」を「行為能力」

温泉

この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百七号

の認定をしたので、次のとおり告示する。以下「法」という。)第二十条の規定に基づき事業土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。

平成十七年三月二十二日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道153号改築工事(足助バイパス・愛知県東加茂郡足助町大字足助字狭石地内から同町大字越田和字羽根地内まで)及びこれに伴う附帯工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 愛知県東加茂郡足助町大字足助字狭石、字細洞、字三本松、字落合、字中根、字引陣、字石橋、字城山、字沢ノ上、字蛇石、字沢ノ尻及び字木夕橋並びに大字越田和字芳田、字前田、字西洞及び字羽根地内
- 2 使用の部分 愛知県東加茂郡足助町大字足助字落合、字木伐道、字鐘突、字御所山、字後山、字中根、字城山、字岩崎、字沢ノ上及び字蛇石並びに大字越田和字前田及び字西洞地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20 条各号の要件をすべて充足すると判断される ため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛知県東加茂郡足助町 大字足助字成瀬地内から同町大字豊岡字日向 地内までの延長約4.0kmの区間(以下「本件 区間」という。)を全体計画区間とする「一般 国道153号改築工事(足助バイパス)及びこ れに伴う附帯工事(以下「本件事業」という。) のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道153号改築工事 (足助バイパス)(以下「本体工事」という。) は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体工事の施工に伴う附帯工事として行う仮設道路設置工事については、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号 の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、同項の規定により指定区間内の管理は国土交通大臣が行うものとされていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道153号は、愛知県名古屋市を起点とし、豊田市、東加茂郡足助町、長野県飯田市等を経て塩尻市に至る、名古屋都市圏と長野県中南信地域とを結ぶ延長約220kmの重要な幹線道路である。

このうち、本件区間に係る一般国道153号(以下「現道」という。)は、足助町における唯一の幹線道路であることから、地域住民の日常生活等による利用が集中し、秋の観光シーズンにおいては、紅葉の名所である香嵐渓を目的地とする観光客の利用が多い。また、名古屋都市圏と長野県中央自動車道西宮線(以下「西宮線」という。)において、恵那山トンネルが道路法第46条第3項の規定による危険物積載車両の通行中に設置のあること等から、当該車両が西宮線を迂回して現道のある足助市街地に流入し、通過交通と地域内交通がふくそうしている状況にある。

しかしながら、現道は、道路構造令(昭和45年政令第320号。以下「構造令」という。》に定める最小曲線半径を満足しない箇所が16箇所あり、縦断勾配が5%を超える区間が延長約1.0km連続している上、通行規制区間が延長約1.8kmにわたって指定された2車線の道路であり、幹線道路としての機能が低下している。また、足助市街地において現道は児童の通学路となっているが、道路幅員が狭小で歩道の整備も十分でないにもかかわらず、上記のとおり危険物積載車両等が流入していることから、安全かつ円滑な交通が阻害されている。